

# 労働者数 50 人未満の 事業場の事業者と労働者のみなさまへ



受けていますか？

## 医師の意見聴取 健康相談・保健指導

次の産業保健サービスを受けられます

★労働者の健康管理に係る相談  
(メンタルヘルスを含む)

★健康診断の結果について医師からの意見聴取

★長時間労働者・高ストレス労働者  
に対する面接指導

★個別訪問による産業保健指導

登録産業医、登録保健師が事業場を訪問し、健康管理の助言指導を行います。希望により指導時に併せて「健康講話」も行います。

また、作業場の作業環境管理、作業管理についても専門の労働衛生工学専門員が指導助言を行います。

事業場が抱える健康・環境等の問題解決に向け、適切なアドバイスを行います。

- この事業は厚生労働省補助事業です。  
年2回まで**無料**で利用できます。
- 相談内容や指導内容については、個人・企業の秘密を守ります。

### 医師の意見聴取

健康診断で「異常の所見のあった労働者」の健康を保持するために必要な就業上の措置として、事業主が「医師から意見」を聴くことが必要です。

就業上の措置とは

- (1) 就業判断（通常勤務・就業制限・要休業）
- (2) 措置の内容は、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少 などです。

※労働安全衛生法により義務付けられており、健診後 3 カ月以内に毎年、行う必要があります。

### ◎健康相談日

#### 要予約



#### ＝能生地区＝

会場 能生商工会

日時 偶数月 第 1 木曜日

午後 1 時 30 分～3 時

#### ＝糸魚川・青海地区＝

会場 糸魚川地域産業保健センター

日時 毎週木曜日

(偶数月 第 1 木曜日は除く)

午後 1 時 30 分～3 時

お問い合わせはこちらまで

職場のいきいき健康を応援します！

## 糸魚川地域産業保健センター

糸魚川市横町5丁目5番58号（糸魚川市医師会内）  
電話・FAX（025）553-0950

